

新（改正案）	旧（現行）	備考（改正概要）
新	旧	備考
○工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について 「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について（以下「事務手続内規」という。）」第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定める。 記 1 対象工事等 (1) 工事の請負の契約 支出負担行為担当者は、原則として予定価格が<u>400万円</u>を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。 (2) 工事に係る委託業務の契約 支出負担行為担当者は、原則として予定価格が<u>200万円</u>を超える工事に係る設計、測量、地質調査等(以下「委託業務」という。)の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。 2～4 略	○工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について 「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について（以下「事務手続内規」という。）」第5の規定に基づき、工事及び委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務の取扱いを定める。 記 1 対象工事等 (1) 工事の請負の契約 支出負担行為担当者は、原則として予定価格が<u>250万円</u>を超える工事の請負の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。 (2) 工事に係る委託業務の契約 支出負担行為担当者は、原則として予定価格が<u>100万円</u>を超える工事に係る設計、測量、地質調査等(以下「委託業務」という。)の契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。 2～4 略	※北海道と同様の改正（財務規則第109条の2（随意契約によることができる金額）の改正に伴う基準額の変更）。 ※北海道と同様の改正（財務規則第109条の2（随意契約によることができる額）の改正に伴う基準額の変更）。